

# 教育委員会定例会日程

平成30年4月23日

## 1 開 会

## 2 前回会議録の承認

## 3 会議録署名委員の決定

## 4 報告事項

(1) 市議会3月定例会・予算特別委員会の概要について

(資料1 教育部・文化部)

(4) 史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁のクスノキの異変について

(資料4 文化財課)

(2) 平成29年度下半期寄付採納状況について

(資料2 教育総務課)

(3) 教育委員会職員の公務災害の状況について

(資料3 教育総務課)

## 5 議事

### 日程第1

#### 議案第16号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

### 日程第2

#### 議案第17号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

(生涯学習課)

### 日程第3

#### 議案第18号

平成31年度使用教科用図書採択方針について

(教育指導課)

### 日程第4

#### 議案第19号

学校運営協議会設置校の指定について

(教育指導課)

### 日程第5

#### 議案第20号

学校運営協議会委員の任命について

(教育指導課)

日程第 6

報告第 3 号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則）について（教育総務課）

日程第 7

報告第 4 号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程）について（教育総務課）

6 その他

7 閉 会

## 市議会 3 月定例会・予算特別委員会の概要について

## 平成 3 0 年 3 月 定 例 会 日 程

第 1 日目	2 月 1 9 日	月	本 会 議	補正予算上程、提案説明、質疑、常任委員会付託 陳情等常任委員会付託 新年度予算上程、施政方針演説、提案説明
第 2 日目	2 月 2 0 日	火	(休会)	(代表質問通告締切=20 日正午)
第 3 日目	2 月 2 1 日	水		(21 日=総務常任委員会)
第 4 日目	2 月 2 2 日	木		(22 日=厚生文教常任委員会)
第 5 日目	2 月 2 3 日	金		(23 日=建設経済常任委員会)
第 6 日目	2 月 2 4 日	(土)		
第 7 日目	2 月 2 5 日	(日)		
第 8 日目	2 月 2 6 日	月		(26 日=委員長報告書検討日)
第 9 日目	2 月 2 7 日	火		
第 1 0 日目	2 月 2 8 日	水	本 会 議	各常任委員長審査結果報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 各派代表質問
第 1 1 日目	3 月 1 日	木	本 会 議	各派代表質問
第 1 2 日目	3 月 2 日	金	本 会 議	補正予算上程採決 各派代表質問、予算特別委員会付託
第 1 3 日目	3 月 3 日	(土)	(休会)	
第 1 4 日目	3 月 4 日	(日)		
第 1 5 日目	3 月 5 日	月		予算特別委員会開催 (5 日～22 日) 予特 (議会費、総務費、公債費、予備費)
第 1 6 日目	3 月 6 日	火		予特 (総務費、民生費)
第 1 7 日目	3 月 7 日	水		予特 (衛生費、特別会計、企業会計)
第 1 8 日目	3 月 8 日	木		予特 (労働費、農林水産業費、商工費、特別会計)
第 1 9 日目	3 月 9 日	金		(9 日=中学校卒業式)
第 2 0 日目	3 月 1 0 日	(土)		
第 2 1 日目	3 月 1 1 日	(日)		
第 2 2 日目	3 月 1 2 日	月		予特 (土木費、消防費、特別会計、企業会計)
第 2 3 日目	3 月 1 3 日	火		予特 (教育費、特別会計)
第 2 4 日目	3 月 1 4 日	水		予特 (現地視察)、(総括質疑通告締切 午後 4 時)
第 2 5 日目	3 月 1 5 日	木		
第 2 6 日目	3 月 1 6 日	金		(16 日=幼稚園卒園式)
第 2 7 日目	3 月 1 7 日	(土)		
第 2 8 日目	3 月 1 8 日	(日)		
第 2 9 日目	3 月 1 9 日	月		予特 (総括質疑・採決・とりまとめ)
第 3 0 日目	3 月 2 0 日	火		(20 日=小学校卒業式)
第 3 1 日目	3 月 2 1 日	(水)		(21 日=春 分 の 日)
第 3 2 日目	3 月 2 2 日	木		予特 (委員長報告書検討日)
第 3 3 日目	3 月 2 3 日	金	本 会 議	予算特別委員長審査結果報告、採決

※ 告示／請願・陳情受付締切 2 月 9 日 (金)

※ 議会運営委員会 2 月 1 3 日 (火)

## 厚生文教常任委員会（文化部）

平成30年2月22日実施

### 2 所管事務調査

#### （1）報告事項

- ア 新たな住民窓口サービスと支所等の再編に関する市民説明会の開催結果について
- イ 広域交流施設における駅前図書施設整備事業について

質問順 1 志民の会 2 番 鈴木敦子

3 重点テーマの主要な取組に関して

(1) 「課題を解決し、未来を拓く人づくり」について

ア (仮称) おだわら学講座について

イ (仮称) 人づくり課題解決ゼミについて

4 分野別方針に関して

(1) 「いのちを大切に作る小田原」について

エ 地域コーディネーターについて

(2) 「希望と活力あふれる小田原」について

イ 北原白秋の童謡を生かしたまちづくりについて

質問順 2 公明党 9 番 楊 隆子

2 重点テーマの主要な取組について

(1) 「地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場づくり」について

質問順 3 政和 17番 武松 忠

5 子育て教育について

(2) 社会を生き抜く力を育む教育活動の推進について

(3) トイレの洋式化と空調設備の設置について

7 歴史・文化について

(1) 御用米曲輪土塁修景整備について

(2) 図書館サービスの在り方について

質問順 4 日本共産党 28番 関野隆司

4 行き届いた教育の充実について

(1) いじめ・不登校のない楽しい学校について

(2) わかりやすい授業とするための少人数学級について

(3) 小・中学校の特別教室にエアコン設置を促進するなど施設整備について

(4) 小・中学校の要保護及び準要保護児童及び生徒援助費の充実について

質問順 5 誠風 15番 神戸秀典

2 施政方針について

(3) 分野別方針について

イ ICT教育の推進について

エ 学力向上の取組について

オ 二宮尊徳翁の映画化について

質問順 6 新生クラブ 13番 佐々木ナオミ

4 分野別方針について

(5) 歴史・文化について

ア 生涯学習の振興について

イ 尊徳翁の顕彰について

質問順 7 創政会 11番 井上昌彦

3 重点テーマの主要な取組について

(2) 未来を拓く人づくりについて

ア 地域資源を生かしたさまざまな世代の学びの場について

(3) 地域コミュニティモデルの進化について

イ 子どもの多様な居場所について

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木敦子	地域コーディネーターについて	教育長	地域コーディネーターの役割や人材、配置のスケジュールについて伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校において主として教頭が担っている、学校運営協議会の事務局や地域団体との調整等の業務の一部を担うとともに、地域人材の活用や地域学習の推進、地域行事への参加促進等に向けて、地域コミュニティ組織と連携していくという役割があることから、学校運営や地域の事情に詳しい人材が求められる。</li> <li>・配置のスケジュールについては、まずは、平成30年度にモデル校1校に配置し、その効果や課題を検証しながら、他校での開設に向けた調整を図ってまいりたい。</li> </ul>
武松忠	社会を生き抜く力を育む教育活動の推進について	教育長	教育委員会として、「社会を生き抜く力」とはどのように認識しているか伺う。	「社会を生き抜く力」とは、文部科学省が第2期教育振興基本計画において示しているとおり、多様で変化の激しい社会の中で、自分のよさを伸ばし、個人や社会の多様性を尊重し、他者と共に支え合い、高め合いながら社会に参画するために、自ら考え行動する力だと捉えている。
		教育長	小田原市における「社会を生き抜く力」を育む教育活動内容と、その推進方法について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「社会を生き抜く力」を育むためには、学ぶ力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育成することが重要である。</li> <li>・具体的には、各教科等の学習において、課題の解決に向け必要な情報を選択し、思考・判断し、自分の考えを表現すること、また道徳や人権教育等において、多様性を認め合い自他の命等を尊重すること、さらに体育や部活動等において、困難に直面しても、乗り越えていく健康な心身を育むことなどが挙げられる。</li> <li>・その推進に向け、教員の資質・指導力の向上、時代の変化に応じた教育環境整備や、体験活動等の指導の充実を図ってまいりたい。</li> </ul>
	市長	事業推進の課題と対策について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ洋式化の全面改修工事は、長期休業期間中にしか実施できない制約があるが、学校運営に支障がないように学校との調整を十分にしながら、今後も計画的に推進してまいりたい。</li> <li>・空調設備は、現在、特別教室に順次設置を進めているが、電気容量に余裕のない小・中学校では、変電設備の新設に高額な費用を要することが課題となっているため、先進都市の事例も参考にしながら、現実的かつ効率的な方法での設置を検討してまいりたい。</li> <li>・今後も学習環境を整えるため、国庫補助金やスポーツ振興・教育環境改善基金等を最大限活用し、計画的に整備してまいりたい。</li> </ul>	
関野隆司	いじめ・不登校のない楽しい学校について	教育長	いじめの現状とその対応について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市のいじめの認知件数は、国や県と同様に増加傾向にある。これは、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、初期段階から積極的に認知をしていることや、研修会の実施などにより、教職員の認知に対する意識が向上した結果と捉えている。</li> <li>・いじめへの対応は、まず、学校はいじめ防止基本方針に基づき、認知したいじめに対して、教員一人で抱え込まずチームで協力し速やかに対応している。また、教育委員会では、いじめ問題対策連絡会やいじめ防止対策調査会を設置し、関係機関との連携を図りながら未然防止に努めている。</li> </ul>
		教育長	不登校の現状とその対応について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の不登校出現率は、小学校が増加傾向で、中学校が横ばいの状況が続いている。</li> <li>・不登校への対応としては、初期の段階では、繰り返し家庭訪問や電話連絡を行う他、多くの教員が関わるなど、きめ細かな支援を行うようにしている。また、長期化の心配がある場合等は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関等と連携しながら、継続的な支援を粘り強く行っている。</li> <li>・さらに、不登校の未然防止のため、魅力ある学校づくりを推進していくことが大切である、と考えている。</li> </ul>

\* 代表質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
関野隆司	わかりやすい授業をするための少人数学級について	教育長	少人数学級等の現状について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、小学校を対象に少人数指導やチーム・ティーチング等にあたるための少人数指導スタッフを、平成29年度には、小学校3年生以上で35人以上の学級が多い学校5校に1人ずつ配置している。</li> <li>また、小学校入門期の生活面や学習面の指導を補佐するためのスタディ・サポート・スタッフを、小学校1・2年生の30人を超える学級がある13校へ計18人配置している。</li> </ul>
		教育長	少人数学級の拡充への対応について伺う。	少人数学級を拡充するためには、新たに県から教員を配置してもらう必要があることから、平成29年度もこれまでと同様に、全国都市教育長協議会や全国市長会など、あらゆる機会を通して国や県に働きかけを行ったところである。
	小・中学校の特別教室に備えてエアコン設置を推進するなどの施設整備について	市長	短期計画に位置付けた工事の実施状況及び平成29年度の実施状況について伺う。また、今後学校要望にどのように応えるか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年度から平成28年度までの短期計画期間中の修繕工事の実施状況は、計画178件に対し、実施82件で、予算ベースでは計画31億1,700万円余に対し、実施は14億1,600万円余で、3年間で5割程度が完了している。</li> <li>平成29年度は、計画94件に対して実施見込42件で、金額では、計画18億1,300万円余に対し、実施見込10億2,000万円余となり、同じく5割程度が完了する見込みである。</li> <li>今後も、施設整備は、未実施の修繕工事に新たな学校要望も併せて再検討し、優先度の高いものから計画的に対応してまいりたい。</li> </ul>
	エアコン設置を推進	市長	エアコンの設置状況と今後の設置の進め方について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員室などの管理諸室及び保健室へのエアコン設置については、すべての小・中学校で完了している。</li> <li>現在は、窓を閉めて授業を行う必要があるパソコン教室や音楽室等の特別教室への設置を進めており、特別教室全体では、小・中学校とも1割程度完了したところである。</li> <li>今後も国庫補助金をはじめ、財源の確保に努め、まずは特別教室のエアコンの設置を進めていきたいと考えている。</li> </ul>
	小・中学校の要保護及び準要保護児童及び生徒援助費の充実に	教育長	新入学用品費の単価について、現状はどうなっているか。また、平成30年度予算では国の単価に合わせて増額したのか、本市の対応を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>国庫補助事業である要保護児童生徒援助費の新入学用品費は、平成29年度、小学生は20,470円から40,600円に、中学生は23,550円から47,400円に増額改定された。</li> <li>これを受け、市単独事業である準要保護児童生徒援助費においても、平成29年度から国の単価に合わせて増額支給した。</li> <li>平成30年度も国の単価に合わせて予算計上している。</li> </ul>
	費の充実に	教育長	小学1年生に対する新入学用品費について、県内では入学前に支給を始めた市がある。本市においても、その取組を実施することが求められるが、見解を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>新入学用品費の前倒し支給は、未就学児の保護者を対象とするため、現在、確実な周知方法などの課題について整理しているところである。</li> <li>今後、他市の状況も参考にしながら、実施に向けて検討を進めてまいりたい。</li> </ul>

\* 代表質問(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
神戸秀典	ICT教育の推進について	教育長	ICT教育の推進に対する考えについて伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省の「教育現場のICT化」の推進を受け、本市においても、デジタルテレビの導入やパソコン教室の整備等を進めてきた。</li> <li>・平成32年度からの「次期学習指導要領」では、小学校におけるプログラミング教育が必修化されるなど、児童・生徒の「情報や情報通信技術を主体的に使いこなす力の育成」が求められている。</li> <li>・このため、平成30年度には、教育研究所で「ICTを活用した授業づくりに関する研究」を立ち上げ、効果的な学習の実践方法等を研究し、教員の指導力向上を図り、ハード面の環境整備も進めることで、ICT教育を着実に推進してまいりたいと考えている。</li> </ul>
	学力向上の取組について	教育長	今後の具体的な学力向上策について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご指摘のとおり、本市の結果は、向上しつつあるものの全国平均を下回っていることから、まずは「全国平均に到達すること」を目標とし、各学校が様々な取組を行っている。</li> <li>・教育委員会では、平成28年度から2年間行った「全国学力・学習状況調査の結果を活用した学力向上の研究」の成果を具体的な学力向上策として全学校に広めていきたいと考えている。</li> <li>・また、平成30年度は本市独自の教材となる「おだわらっ子ドリル」の作成とその活用に関する研究をスタートさせ、課題である基礎学力の定着を図り、更なる学力向上に努めてまいりたい。</li> </ul>
井上昌彦	子どもの多様な居場所について	教育長	授業時間数の増加が放課後子ども教室の開催に影響があると思うが、どのように考えているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後子ども教室は、下校時の児童の安全性を確保するため、概ね16時を終了時間としている。</li> <li>・そのため、現在でも高学年の児童の活動時間の確保が課題となっているが、来年度以降は、外国語に関する授業数の増加により、活動時間の確保はさらに難しくなっていく。</li> <li>・このため、保護者や地域の理解と協力をいただきながら、終了時間の変更を検討するなど、できるだけ多くの児童が参加できる体制を整えて、安全・安心な放課後の居場所を提供してまいりたい。</li> </ul>
		教育長	放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体化とは、何を意味するのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本年度から、放課後児童クラブの事務を教育委員会に移管し、両事業を一つの係で一体的に実施する体制を整えた。</li> <li>・本市では、子ども教室と児童クラブが同一の敷地内に設置され、施設面での一体化が図られていることから、その利点を生かし、まずは子ども教室の安全管理員と児童クラブの指導員の運用面での合理化を進めてまいりたい。</li> <li>・また、両事業で多彩なプログラムを提供していくため、地域人材の活用についても一体的に取り組んでいく。</li> </ul>

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木敦子	「課題を解決し、未来を拓く人づくり」について	市長	(仮称) おだわら学講座に取り組む意義と想定される具体的な内容と対象者を伺う。	官民協働によりまちづくりのための担い手を育成していく事業を進めるうえで、基本となる本市の現状と課題やその解決手法など、総合的に学び直そうとする取り組みであり、市民と行政が協働して持続可能な地域社会の実現を目指す取り組みの一環を担うものである。 「地域資源を生かした様々な世代の学びの場づくり」では、「サポートの必要な人を支える」「地域に根差した事業を興す」など10の分野における学びの場づくりを想定しており、既存の担い手育成事業への参加を促すため、各分野の魅力や課題を学び、そこですでに活躍している団体等と出会える場を設け、活動への動機づけなどを行う10回程度の連続講座を想定している。対象者は市民全般。
	「小田原」に希望と活力あふれる	市長	(仮称) 人づくり課題解決ゼミに取り組む意義と想定される具体的な内容と対象者を伺う。	意義については同上。 民間の活動団体等が担い手育成に関して抱えている課題の解消を目的として、先進事例等に学ぶ講座や、個々で活動している団体同士がお互いを知り、交流を深め、繋がりをつくる課題共有ワークショップなどを、年5回程度開催することを想定している。 対象者は、福祉、環境、農業など、各分野ですでに活動している民間団体等を想定している。
	「地域資源を生かしたまちづくり」について	市長	童謡百年にあたり北原白秋の童謡を、まちづくり施策の前面に位置づけて積極的に進めるべきではないか。	北原白秋の童謡の多くは、歴史と気候に恵まれた小田原の風土の中で生まれたもので、本市にとっての宝である。今年夏には白秋童謡館が再オープンするが、これにあたっては白秋童謡を身近に知ってもらうように展示室のリニューアルを予定している。また、今年を「白秋童謡100年」と位置付け、市民や関係団体との連携により様々な催しを実施し、情報発信に努めるとともに、市全体として目に見えるような熱気あふれる施策を工夫していきたい。
楊隆子	「地域資源を生かしたまちづくり」について	市長	担い手が必要な分野ごとに、どのように既存事業をブラッシュアップしていくのか。(仮称) おだわら学講座や(仮称) 人づくり課題解決ゼミの事業目的とそれぞれの事業の展開について伺う。	より多くの市民の方に学びの場へ参加していただくために、既存の担い手育成事業を顕在化させるとともに、民と官がまちづくりの課題を解決するという認識を改めて共有していく。そのうえで担い手育成の環境を整え、各分野で行われている取り組みを相互に繋ぎ、一連の取り組みとして推進していきたい。 (仮称) おだわら学講座は、一般市民を対象に、担い手が必要な各分野で行われている既存事業への参加を促すことを目的とし、各分野の魅力や課題を、すでに活動している団体等と共に学ぶことを主とした、10回程度の連続講座を想定している。 (仮称) 人づくり課題解決ゼミは、それぞれの分野で活動している、団体等が人材育成に関して抱えている課題の解消を支援することを目的とし、団体等が抱える課題に対応した講座や、団体間の連携を強化するワークショップ等の実施を想定している。
武松忠	御用米曲輪土塁修景整備について	市長	整備状況について伺う。	御用米曲輪については、遺構の保護と樹木の健全育成、市街地との遮蔽の確保に配慮しながら、修景整備工事を実施している。 今後は、小田原北条氏時代の重要な遺構である池跡や庭園跡などの保存・活用について、文化庁等の指導をいただきながら、整備を進めていく。
	図書館サービスの在り方について	市長	土塁修景整備と植栽管理計画との整合性についてと観光的機能の付加について伺う。	御用米曲輪の植栽については、植栽専門部会のご意見をいただき、「史跡とみどりの共生」を図ってきた。 御用米曲輪は、重要な史跡であり、観光資源でもあることから、その整備に当たっては、貴重な遺構として体感していただくとともに、楓などの植栽を工夫するなど、市民や観光客の憩いの場となるよう観光的機能の付加についても十分配慮してまいりたい。
	図書館サービスの在り方について	市長	駅前図書施設における図書館サービスの課題と期待される機能、波及効果を伺う。	駅前図書施設は、細長い形状で設置されることから、形状にあった、書棚の高さやレイアウト等を工夫するとともに、カウンターや職員の適切な配置、ICシステムの導入によるセキュリティゲートの設置などにより、適切な管理サービスの提供に努めていく。 また、駅前図書施設は、小田原駅前という利便性の高い立地から、通勤、通学者や観光客を含め、様々な方が来館されると想定しており、これまでの貸出・閲覧機能のほか、近隣施設や様々な団体等との連携事業を実施することで、文化・情報の発信拠点となり、中心市街地の賑わいにも寄与できると考えている。

\* 代表質問(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
神戸秀典	二宮尊徳翁の映画化について	市長	二宮尊徳翁の映画化について、教育的な見地からどのように捉えているのか。	映画「地上の星—二宮金次郎伝」は、尊徳翁が様々な困難を乗り越え、荒地の復興に立ち向かう姿を描く映画である。復興の土台となる尊徳翁の教えや報徳仕法の原点は、生誕地の小田原で培われたものであり、その原点を尊徳学習に取り組んでいる子供たちに学んでもらいたいと考えている。今回映像化されることで、子どもたちにとって尊徳翁がより身近な存在になり、教育的な見地からも有意義であると考えている。
佐々木ナオミ	生涯学習の振興について	市長	生涯学習センター本館(けやき)のホール床面の修繕が平成30年度実施になった理由と修繕範囲、耐震工事時に洋式化されたトイレに温水洗浄便座がついていない理由を伺う。	平成27年度・平成28年度で行った耐震改修工事時に、床面の全面的な修繕も検討したが、工期が長期化することから、床面の修繕を見送った経緯がある。建設後すでに37年が経過し、全体的に老朽化が進んでいることから、利用者の安全面を最優先に、順次実施しており、既存床材を全面撤去した後、床面すべてを張り替える予定である。耐震改修工事に伴うトイレの工事は、耐震改修工事が施工された場所に限って、洋式化を行ったものであり、工事費縮減の観点から温水洗浄便座については見送った。今後もトイレの洋式化など修繕を進めていくが、その中で温水洗浄便座の設置についても検討してまいりたい。
佐々木ナオミ	尊徳翁の顕彰について	市長	尊徳翁の映画化に対する支援を行うことで、市は何を獲得目標としているのか。費用対効果を考えての支援なのか。	現在、多くの市民、企業・団体からも映画製作に対する賛意が示され、本年1月23日には市民組織も発足した。市としては、こうした方々の想いをしっかりと受けとめ、市民と一丸となってこの映画の製作から上映までを支援していくことに大きな意義を見出している。尊徳翁の知名度を上げるなど短期的な目標はもとより、尊徳翁の生涯とその実績を映像に残し、将来にわたって子どもたちの教育や尊徳顕彰事業で活用していくことを長期的な目標と捉えている。尊徳翁の生涯を綴る本格的な映像作品を、市単独でつくることは難しく、尊徳翁の映像化を目指す本市としては、費用対効果から考えても絶好の機会であると捉えている。尊徳翁の映画化の効果は、一時的にあらわれるものだけではなく、子どもたちの教育や尊徳翁の顕彰など、将来にわたって広くあらわれるものと考えている。
井上昌彦	未来を拓く人づくりにについて	市長	「地域資源を生かした学びの場づくり」とは、具体的にどのような事業なのか。(仮称)人づくり課題解決ゼミは、おだわら市民交流センターUMECOが行っている事業と何が違うのか。	本事業は、「人づくり」が重要かつ喫緊の課題であることを民と官が共有し、既存の担い手育成の取組みを顕在化させ、各分野の活動を繋ぎ、(仮称)おだわら学講座などの支援策と合わせ、持続可能な地域社会を実現するため推進するものである。これにより、より多くの市民が学ぶことのできる機会を増やすだけでなく、その学びの成果を活かす場が提供されることで、まちづくりの担い手を育成する学びの場が整うものと考えている。一方、おだわら市民交流センターUMECOの事業は、市民活動団体の支援等によりその活動を社会貢献につなげていくことを目指しているものである。持続可能な地域社会を実現するためには、様々な手法を通して、地域の課題解決を促進していくことが必要であると考えている。

予算特別委員会総括質疑（教育部・文化部）

質疑順 1 誠風 鈴木和宏委員

- 2 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費 図書館運営経費  
(1) 駅前図書施設整備事業について
- 4 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 地域一体教育推進経費  
(1) 地域コーディネーター賃金について

質疑順 3 創政会 神永四郎委員

- 3 (款) 10教育費 (項) 3中学校費 (目) 2教育振興費  
(1) 部活動活性化事業について

質疑順 4 創政会 井上昌彦委員

- 4 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 7尊徳記念館費  
(1) 映画「地上の星―二宮金次郎伝」支援事業費について

質疑順 7 志民の会 安野裕子委員

- 3 (款) 3民生費 (項) 1社会福祉費 (目) 3障害者福祉費、(款) 3民生費 (項) 2児童福祉費 (目) 2民間等保育所費、(款) 3民生費 (項) 2児童福祉費 (目) 4保育所費及び(款) 10教育費 (項) 4幼稚園費 (目) 1幼稚園費  
(1) 早期発達支援を必要とする児童が増加する中、職員の加配について

質疑順 8 公明党 楊 隆子委員

- 2 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 5図書館費  
(1) 小田原ゆかりの文化振興経費の文学のまちづくり事業について  
ア 小田原駅の来訪者に対する誘導サインの設置について

質疑順 9 公明党 奥山孝二郎委員

- 2 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 教育環境整備経費  
(1) 教育相談事業のインクルーシブ教育担当について

質疑順 11 日本共産党 田中利恵子委員

- 1 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 いじめ防止対策調査会委員報酬並びにいじめ問題対策連絡会出席者等謝礼について  
(1) 会の内容に関して  
(2) いじめ被害者を守るための学校等の方策について

質疑順 12 新生クラブ 佐々木ナオミ委員

- 7 (款) 10教育費 (項) 1教育総務費 (目) 2事務局費 地域一体教育推進経費  
(1) 地域コーディネーター賃金について
- 8 (款) 10教育費 (項) 5社会教育費 (目) 7尊徳記念館費 尊徳ゆかりの文化振興経費  
(1) 映画「地上の星―二宮金次郎伝」支援事業費について

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木和宏	地域コーディネーター賃金について	教育長	地域コミュニティ組織とどのように連携していくのか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の早川小学校におけるモデルケースにおいて、学校を拠点とした地域事務局との新たな連携により、学校と地域とのより一層の情報共有が図られると考える。</li> <li>・これにより、地域の声や実態をより学校経営に反映していくことや、新たな学校教育振興基本計画でめざす子ども像の一つである「ふるさとへの愛」の醸成につながるような、教育活動の充実が図られると考えている。</li> </ul>
神永四郎	部活動活性化事業について	教育長	部活動指導員の選出方法はどのように考えているのか、性別、年齢、人物像等は考えているのか伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動指導員の選出については、まず各中学校に要望を聞いた上で、教育委員会として総合的に判断し、配置する学校、配置する部活動を決定していく予定である。</li> <li>・また、部活動指導員は成人であれば、特に性別や年齢等を想定してはいないが、学校の組織の一員として教育活動を行うのに十分な資質を備えた人物であることを重要視して委嘱する予定である。</li> </ul>
		教育長	部活動指導員の勤務形態や報酬額について伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務形態については、週に平日1回、2時間程度、休日1回、4時間程度の業務を想定しており、年間で平日48回、休日48回の勤務となる。</li> <li>・報酬額については、日額で平日1回4,000円、休日1回8,000円としている。</li> </ul>
安野裕子	早期発達支援を必要とする児童が増える中、職員の加配について	教育長	平成30年度予算案では、保育所、幼稚園等の職員の加配についてはどのようなになっているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、公立幼稚園では、実際に日々の保育の中で支援が必要な園児に対し、各幼稚園からの要望を受け、ヒアリングを実施し、実際の現場の状況等を把握したうえで必要な数の介助教諭を配置している。</li> <li>・平成30年度には、6園全体で25人の介助教諭の配置について予算計上している。</li> </ul>
奥山孝二郎	教育相談事業のインクルーシブ教育担当について	教育長	学校において、インクルーシブ教育を推進するうえで大切だと考えていることは何か伺う。	<p>共生社会の実現に向け、障がいのあるなしに関わらず、全ての子供が学校教育活動に参加できるように配慮や方法を考えるという発想の転換と、共に学ぶ仲間としての意識づくりや、特別支援学級在籍の子供と通常の学級在籍の子供との交流学习の推進、相談機関や医療機関など様々な関係機関との連携が大切であると考えている。</p>

\* 予算特別委員会(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
奥山孝二郎	教育相談事業のインクルーシブ教育担	教育長	インクルーシブ教育担当の教育相談員を中心に、インクルーシブ教育を推進しているが、成果等の検証はするかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度からインクルーシブ教育担当の相談員を配置し、全ての学校を訪問して全職員対象の研修を実施している。</li> <li>また、毎年重点校を決め、3年間で全ての学校が重点校となるよう計画し、重点校では、学校の実態に応じて設定したテーマに基づいた取組に対して、インクルーシブ教育担当の相談員等が継続的に指導助言している。</li> <li>成果や課題については、1年ごとに整理をしたことを次年度に活かし、全ての学校が重点校としての取組を終える平成31年度末に、3年間の取組の成果や課題を検証してまいりたい。</li> </ul>
田中利恵子	いじめ防止対策調査会出席者等謝礼について	教育長	いじめ防止対策調査会及びいじめ問題対策連絡会は、それぞれどのような役割を果たしているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策調査会は、いじめ防止対策の実効性を高めるための調査研究を行っているが、いじめの重大事態が発生した場合には、いわゆる第三者委員会として、その事実内容の調査を行うこととなっている。</li> <li>また、いじめ問題対策連絡会は、各団体の取組や地域の状況等の把握、いじめ防止等に向けた効果的な取組の研究などを行い、地域の関係機関の連携が円滑に進められるよう取り組んでいる。</li> </ul>
		教育長	いじめ防止対策調査会といじめ問題対策連絡会での協議内容は、学校の中でどのように生かされているのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これらの会議で話し合われた国の動向やいじめ防止のための効果的な取組については、学校に情報提供し、学校いじめ防止基本方針の改定などに生かされている。</li> <li>また、本年2月に開催したいじめ防止対策調査会では、児童を対象に調査会の弁護士による「いじめ予防授業」を公開で行い、多くの教職員にも見学していただいたところである。</li> </ul>
	いじめ被害者の方策を守るための学	教育長	学校がいじめを認知した時のいじめ被害者に対する具体的な対応について。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の対応としては、いじめを受けた児童生徒の思いをしっかりと受け止め、いじめから子供を守るという強い姿勢を示すとともに、まずは、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保している。</li> <li>また、発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校全体で情報を共有している。その後、速やかに指導の手立てを立案し、事実確認をするとともに、保護者に対して丁寧な説明をするなど組織的に対応している。</li> </ul>
佐々木ナオミ	地域コーディネーター賃金につ	教育長	地域コーディネーターが管理職経験者だと学校現場がやりにくいのではないかと思うが見解を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでも、退職した校長や教頭が、個別支援員や、非常勤講師として学校で勤務しており、管理職経験者の配置が学校現場のやりにくさにつながるということはなく、むしろ、学校運営の相談にのってもらうこともある。</li> <li>なお、今回の早川小学校における配置は、結果として管理職経験者を予定しているが、地域コーディネーターの資格としては、学校運営や周辺地域について理解している者としており、必ずしも管理職経験者ということではない。</li> </ul>

\* 予算特別委員会(教育部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
佐々木ナオミ	地域コーディネーター賃金について	教育長	現在のスクールボランティア・コーディネーターが地域コーディネーターを担った方がよいのではないかと思うが見解を伺う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回のモデルケースでは、地域の声や実態をより学校運営に反映していくことをねらって、学校運営についてよく理解している者を地域コーディネーターとして配置する予定である。</li> <li>・佐々木委員ご指摘のとおり、スクールボランティア・コーディネーターが学校運営をよく理解し、学校運営協議会の事務局を担うことができれば、地域コーディネーターとしても活躍できるものとする。</li> </ul>

\* 予算特別委員会総括質疑(文化部)

議員	項目	答弁	質問要旨	答弁概要
鈴木和宏	駅前図書館施設整備事業について	市長、文化部長	駅前図書館施設の利便性の高い立地を活かした機能や運営形態、また、商業地域に整備されることをどのように考えているか。	駅前という立地条件から、通勤・通学者、子育て世代など、これまで図書館の利用が少なかった方々の利用促進も考えており、貸出・閲覧機能など本来の役割を果たしつつ、開放的な空間づくり、書架の配置を含めたレイアウトや蔵書構成、各種イベントの実施などで特色あるものにしていきたい。 運営形態については、既に検討をはじめているが、これから具体的なレイアウトや事業内容等の検討を進める中で駅前に整備する図書館としてふさわしいものにしていきたいと考えている。 また、駅前という立地は、通勤・通学者等の駅利用があるだけでなく、地下街をはじめとした商業施設を訪れる市民や観光客も多く、広域交流施設のオープンにより、駅前の交流人口増加が期待される中、集客力のある図書館を整備することは、さらなる中心市街地の賑わいに寄与できるものと考えている。
井上昌彦	映画「地上の星―二宮金次郎伝―」支援事業	市長、文化部長	映画の製作及び上映に対するリスクをどのように考えているのか。 市民応援団おだわらへの負担金のうち、製作委員会へ直接的にいく300万円と、間接的にいく700万円の内訳について伺う。 市の職員が映画に出演するという話を聞いたが、「セリフ」はあるのか。	製作途中や完成後にも様々なリスクがあることは、過去の事例などから承知している。本映画の監督やプロデューサーをはじめとする製作スタッフの顔ぶれと、これまでの実績から、そのような事がないという判断のもと、支援することにしたものである。 負担金1,500万円のうち、市民応援団の活動経費を除いた、約300万円は完成した映画のDVD購入や映画鑑賞券購入の経費として、約700万円は劇場等の会場使用料や上映機器の設置費など、子どもたちや一般市民を対象とする市民上映会経費として見込んでいる。 現時点の脚本によると「セリフ」はあると承知している。
楊隆子	小田原まちなみづくりの文化振興経費の文	市長	「白秋童謡の散歩道」を周知するため、駅前に誘導サインを設置できないか。	小田原駅前に誘導サインを設置することについては、既存のサイン類との整合性や設置場所確保など、すぐに実施するには課題がある。「白秋童謡100年」の今年は、本市と白秋の深い関係を多くの人に知っていただく契機になると考えており、白秋童謡館の改修に伴う展示のリニューアルや「白秋童謡100年」関連事業の実施など、あらゆる機会をとらえ、「小田原と白秋」を発信するとともに「白秋童謡の散歩道」の更なる周知に努めてまいりたい。
佐々木ナオミ	映画「地上の星―二宮金次郎伝―」支援事業費について	市長、時田副市長	映画製作等の支援について、小田原市、日光市及び豊頃町だけでなく、本来は、全国報徳研究市町村協議会全体で支えていくことを考えるべきではないのか。 市民応援団おだわらに対する支援について、負担金の支出額が多すぎるのではないのか。	平成26年度の全国報徳研究市町村協議会総会において、全会一致で尊徳翁の映画化に対し、支援をしていくことを合意している。そのうえで、各自自治体がそれぞれの状況に応じて、それぞれに合った方法で支援を行っていく。 市民応援団おだわらへの負担金は、市民が映画鑑賞できる環境を整える経費や募金箱の作成など、市民応援団おだわらによる支援活動に必要な経費を、ふるさと応援寄附金やふるさと文化基金繰入金を財源に計上したものである。子どもたちへの教育は勿論のこと、尊徳顕彰及び都市セールスの面においても、尊徳翁の映画化の効果は、将来にわたってあらわれるものであり、支出額に見合った効果があると考えている。

## 史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁のクスノキの異変について

### 1 伐採の状況

平成29年度の本丸・二の丸整備事業の一環として、平成30年2月に緑の専門家の指導のもと、史跡小田原城跡御用米曲輪北東土塁上のクスノキ29本のうち13本を伐採した。

残った16本のクスノキについては、剪定等は実施しなかったが、4月上旬にそのうちの一部について、葉が茶色く変色し、落葉している状態であることを確認した。

### 2 経緯

日 時	内 容
平成30年2月13日 (火)	クスノキ伐採開始。 植栽専門家による現地指導。
2月19日 (月)	クスノキ13本伐採終了。
3月26日 (月)	史跡小田原城跡調査・整備委員会の御用米曲輪の現地確認。クスノキの異変は確認できなかった。
4月 4日 (水)	御用米曲輪で作業中の史跡管理嘱託員より、北東土塁上のクスノキ数本が枯れはじめているように見えるとの連絡を受け、文化財課職員が現地確認のうえ、樹木医に電話にて相談したところ、クスノキのような常緑の樹木は、この季節に葉が入れ替わり、枯れたように見えることがある。葉の入れ替わる際には、葉が枯れるとともに新葉も出てくるとの話があった。
4月10日 (火)	文化財課職員による現地確認により、葉の入れ替わりとは異なり、枯れはじめてるように見えるクスノキがあることを確認し、樹木医に診断を依頼。
4月11日 (水)	文化部職員によるクスノキの現地確認により、枯れはじめてるように見えるクスノキが数本あること、そのうちの一部について状態が悪いことを確認。
4月13日 (金)	樹木医による現地確認及び指導。 関係者対応協議。

### 3 現 状

御用米曲輪北東土塁のクスノキの様子（写真のとおり）

異変が認められるもの9本（写真1）、うち全体的に状態が悪いもの2本（写真2、3）、部分的に状態が悪いもの2本（写真4）。

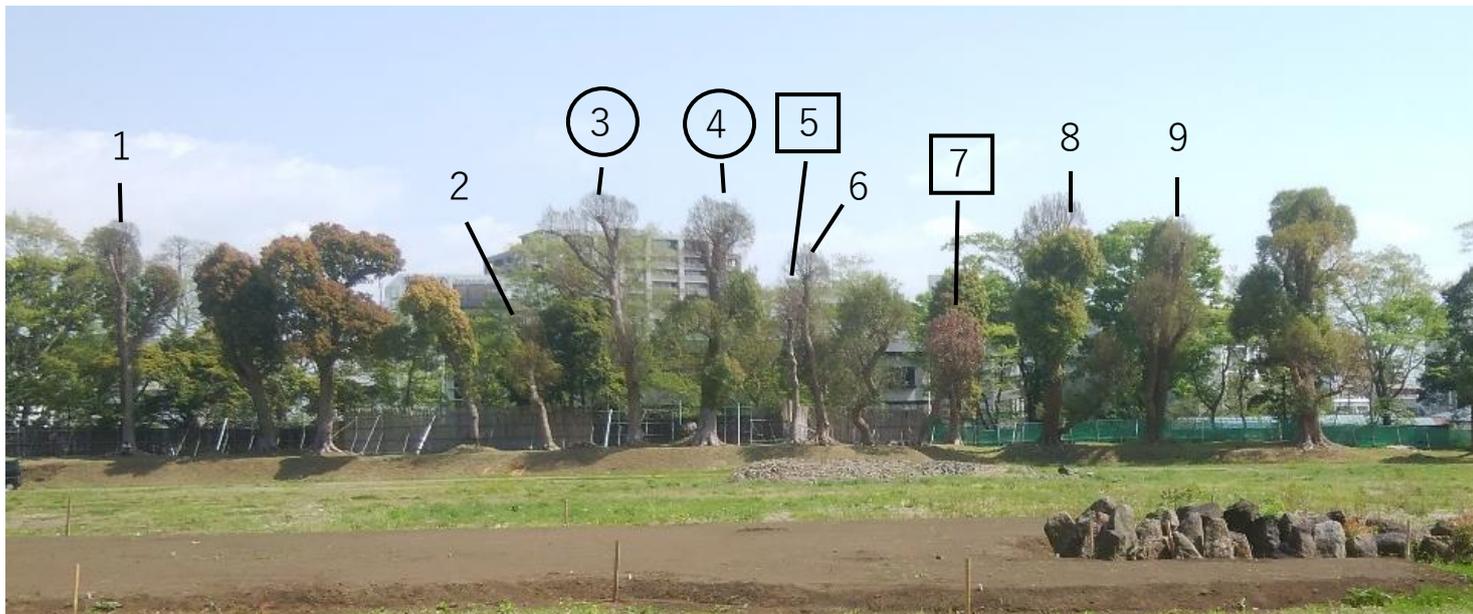
### 4 原 因

根の処理のために切株に注入した薬剤がその根をとおして影響を与えた可能性が高い。このことは、施工時には想定できなかったが、現状から推定すると、切株の根が隣接するクスノキの根と地中で癒着していると考えられ、それを通じて薬剤が影響したと考えられるためである。

### 5 今後の対応

クスノキの樹勢を回復するため、状態の悪いものについては枯れ枝を剪定し、樹幹に緑化テープを巻くとともに、あわせて異変の認められる9本全体に液体肥料を散布する等の対策を至急実施する。

異変が認められるクスノキの様子  
(写真1)



全体的に状態が悪いもの 2本  
(写真2)



部分的に状態が悪いもの 2本  
(写真4)



凡 例	1～9	異変が認められるもの
	□	全体的に状態が悪いもの
	○	部分的に状態が悪いもの

平成30年4月13日 (金)  
午前撮影

## 資料 2

平成29年度下半期寄付採納状況について

物品

	寄 付 者	寄 付 物 品	見 積 額	使 途 先
1	匿名	健診用ライト 11台 オーディオメーター 25台	2,337,000 円	小・中学校の保健室備品として
2	匿名	硯箱カほか6件(16点)	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
3	小田原市堀之内 相模新聞会 西部支部 支部長 綿貫 徹	新聞閲覧台 36台	654,336 円	小中学校の備品として
4	小田原市城山 田中 美代子	書籍「郷土で見つけた文学の香り ー明治から平成までー小田原文学散歩」 15冊	15,000 円	中学校図書室蔵書として
5	上曾我自治会 中河原自治会	上曾我地区祭典会計資料 29点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
6	匿名	新玉小学校ブランコ修繕	268,000 円	新玉小学校の施設として
7	小田原市中曾根 小田原市立東富水幼稚園 保護者と教師の会 会長 鈴木 美弥子	ミニプール 1点	262,270 円	東富水幼稚園の備品として
8	横浜市金沢区六浦東 学校法人 関東学院 理事長 増田 日出雄	机・椅子等 4件(535点)	不明	小・中学校用備品として
9	小田原市柳新田 小田原市報徳幼稚園 平成29年度卒園児 保護者代表 フェークェ 由利	おあそび収納テーブル 1台	72,000 円	報徳幼稚園の備品として
10	小田原市柳新田 小田原市報徳幼稚園 平成29年度卒園児 保護者代表 フェークェ 由利 保護者と教師の会 会長 フェークェ 由利	大型絵本シアターワゴン 1台	28,000 円	報徳幼稚園の備品として

11	匿名	通い提灯ほか1件(2点)	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
12	小田原市本町 三の丸小学校PTA 会長 村上 文彦	掃除機ほか1件(2点)	66,821円	三の丸小学校の備品として
13	匿名	配膳台 2台	138,240円	富水小学校の備品として
14	匿名	キーボードほか2件(3点)	57,822円	前羽幼稚園の備品として
15	東京都新宿区西新宿 日本マクドナルド株式会社 コーポレートリレーション本部 CSR部 統括マネージャー 高崎 明美	安全笛 1,550点	不明	小学校新入学児童への配布物として
16	匿名	松永耳庵 書「松下亭即時」(昭和24年)ほか1件(2点)	500,000円	郷土文化館の展示・研究資料として
17	匿名	図鑑LIVEほか2件(10点)	28,800円	下中幼稚園の備品として
18	小田原市栄町 株式会社 中村屋 ナック 商店会	砂場ままごとほか8件(14点)	69,120円	幼稚園の備品として
19	宮窪・前沢講中 代表 本多 文雄	講関係資料 6点	不明	郷土文化館の展示・研究資料として
20	損害保険ジャパン 日本興亜株式会社 株式会社みずほ銀行 明治安田生命保険相互会社 第一生命保険株式会社	黄色いワッペン 1,680枚	非公開	市立小学校新入学児童への配布物として

21	匿名	体育館用ブライトヒーター 1台	205,000 円	曾我小学校の備品として
22	小田原市酒匂 小田原市立酒匂幼稚園 保護者と教師の会 会長 前田 容子	ままごとキッチンネオシェルフ 1点	47,000 円	酒匂幼稚園の備品として

## 教育委員会職員の公務災害の状況について

災害発生期間 平成29年10月1日～平成30年3月31日

被災職員	所属名	傷病名	災害発生状況
1	学校安全課 調理員	右Ⅲ指指尖部裂創	【受傷日 平成29年11月13日】 学校給食センターにおいて、ドアを閉めた際に指を挟んでしまった。

議案第16号

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて

小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成30年4月23日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

小田原市社会教育委員候補者名簿

【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	田中 修
住所	小田原市寿町
生年	昭和 36 年
備考	小田原市校長会（鴨宮中学校長）
委嘱期間	平成 30 年 7 月 31 日

選出区分	学校教育関係者
氏名	星寄 文克
住所	小田原市田島
生年	昭和 35 年
備考	小田原市校長会（桜井小学校長）
委嘱期間	平成 30 年 7 月 31 日

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	佐久間 てる美
住所	相模原市中央区
生年	昭和 36 年
備考	小田原児童相談所
委嘱期間	平成 30 年 7 月 31 日

【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	葉畑 寿一郎

選出区分	学校教育関係者
氏名	末藤 晃英

選出区分	家庭教育の向上に資する活動を行う者
氏名	土橋 俊彦

## 社会教育委員名簿

任期：平成28年8月1日～平成30年7月31日

役職	選出区分	氏名	備考
議長	社会教育関係者	木村 秀昭 <small>きむら ひであき</small>	小田原市自治会総連合会長
副議長	学識経験者	笹井 宏益 <small>ささい ひろみ</small>	国立教育政策研究所客員研究員 玉川大学学術研究所 高等教育開発センター教授
委員	学校教育関係者	有賀 かおる <small>ありが かおる</small>	公募
〃	社会教育関係者	角田 よう <small>かくた よう</small>	公益財団法人小田原市体育協会 副会長
〃	社会教育関係者	柏木 良子 <small>かしわぎ ながこ</small>	小田原市青少年健全育成連絡 協議会会員
〃	学識経験者	齊藤 ゆか <small>さいとう ゆか</small>	神奈川大学准教授
〃	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	○佐久間 てる美 <small>さくま てるみ</small>	神奈川県小田原児童相談所長
〃	家庭教育の向上に資 する活動を行う者	瀬口 美菜子 <small>せぐち みなこ</small>	公募
〃	学校教育関係者	○田中 修 <small>たなか おさむ</small>	鴨宮中学校長
〃	学識経験者	深野 彰 <small>ふかの あきら</small>	小田原市文化振興ビジョン推進 委員会委員
〃	学校教育関係者	○星 寄文 克 <small>ほしぎき ふみかつ</small>	桜井小学校長
〃	社会教育関係者	益田 麻衣子 <small>ますだ まいこ</small>	小田原市PTA連絡協議会事 顧問

※委員（候補を含む）は五十音順。敬称略。

※○印が新任委員候補

議案第 17 号

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて

小田原市郷土文化館協議会委員の一部委嘱替えについて、議決を求める。

平成 30 年 4 月 23 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

## 小田原市郷土文化館協議会委員候補者名簿

### 【候補者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	末藤 晃英（すえふじ あきひで）
住所	開成町延沢
生年	昭和37年
備考	小田原市立下中小学校
委嘱期間	平成31年8月31日まで

### 【前任者】

選出区分	学校教育関係者
氏名	平野 真弓

## 小田原市郷土文化館協議会委員名簿

任期：平成 29 年 9 月 1 日～平成 31 年 8 月 31 日

役 職	選出区分	氏 名	職 業	専門分野
委員長	学識経験者	一寸木 肇	おおい自然園園長	自 然（甲殻類）
副委員長	〃	奥野 花代子	県立生命の星・地球博物館 名誉館員	博 物 館 学
委員	〃	田尾 誠敏	東海大学非常勤講師	考 古 学
〃	〃	田嶋 佳子	西相美術協会会長	美術（洋画）
〃	〃	鳥居 和郎	小田原市文化財保護委員	歴 史 学
〃	〃	中村 ひろ子	元・神奈川大学大学院特任教授	民 俗 学
〃	〃	広谷 浩子	県立生命の星・地球博物館 主任学芸員	自然（哺乳類）
〃	学校教育関係者	奥村 真佐美	国府津中学校長	
〃	〃	○末藤 晃英	下中小学校長	

※ ○印が新任委員候補

議案第 18 号

平成 31 年度使用教科用図書の採択方針について

平成 31 年度使用教科用図書の採択方針について、議決を求める。

平成 30 年 4 月 23 日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄

# 教科用図書採択方針

小田原市教育委員会

## 1 平成31年度使用教科書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校用教科書及び特別支援学校用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書を除き、「教科書目録（平成31年度使用）」に登録されている教科書のうちから採択すること。
- (2) 小田原市教科用図書採択検討部会は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、調査研究の結果を報告すること。
- (3) 小学校用教科書については、平成29年度検定において、新たな図書の申請がなかったため、「特別の教科 道徳」を除き、平成26年度採択における調査研究の内容や、4年間の使用実績を踏まえ、採択すること。また、「特別の教科 道徳」にあつては、平成29年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。  
中学校用教科書については、「特別の教科 道徳」は、「中学校用教科書目録（平成31年度使用）」に登録されている教科書のうちから採択すること。「特別の教科 道徳」以外は、平成27年度に採択したものと同一の教科書を採択すること。  
特別支援学級用教科書については、児童生徒の障がいの種類、能力、適正等をかみがみ、最もふさわしい内容のものを採択すること。
- (4) 小田原市教育委員会は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障をきたさない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう、静ひつな採択環境を確保すること。

## 2 教科用図書採択基準

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

議案第19号

学校運営協議会設置校の指定について

学校運営協議会設置校の指定について、議決を求める。

平成30年4月23日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄



平成30年4月4日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立三の丸小学校

校長名 長 澤 貴



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

1 学校運営協議会設置のねらい

地域・家庭・学校の役割を明確にし、地域ぐるみで子どもを育てていく体制を確立していく。

2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

地域・家庭・学校の三者が、これまでの「地域や家庭が、学校のために何ができるか」という一方向の意識から「学校が、地域や家庭のために何ができるか」という意識を加えた双方向の意識をもっていくことにより、子どものより良い育ちを保障していくための仕組みづくりに努めていく。

そのためにも、学校運営協議会において、学校運営の基本方針を承認することにより、三者が、共通した目標に向かって協働的に学校教育活動を展開していく。



平成30年 4月16日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立山王小学校

校長名 堀 賢一郎



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民が学校運営に参画し、子供が抱える課題を地域ぐるみで解決できるよう、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むとともに、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを進めることで、地域全体の活性化を図る。

#### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

①学校運営改善を図るために、前・後期末に実施する保護者による学校評価、児童による授業評価を資料とし、PDCAサイクルを利用して運営協議会において課題や改善点を協議する。

②地域の活性化を図るために、社会福祉協議会、青少年育成健全協議会、自治会、子供会、まちづくり委員会等地域内にある諸団体および学校・PTAの情報を共有し調整を図るとともに課題を協議する。

③①②の協議のためグループ編成する。(裏面図)・・・H31年度以降を予定



平成30年4月//日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立町田小学校

校長名 西村 彰博



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民が、学校と目標やビジョンを共有し、学校運営に参画することで、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」をめざして取り組む。

#### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

学校運営の基本方針を承認することにより、保護者や地域の方々と共通した目標を持った学校支援活動を協働し、展開していく。子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築を進めていく。



平成30年4月16日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立久野小学校  
校長名 納 今日子



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民の学校運営への参画を促進し、信頼される学校づくりに取り組む。

##### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- 学校運営協議会を中核として学校と地域住民・保護者が情報を共有し、共通した目標に向かって連携した取組を進める。
- 学校運営協議会を中核として学校・保護者や地域住民が連携し、子どもが抱える課題や地域のために学校ができることを検討する。
- スクールボランティアコーディネーターと農園ボランティアを中心に、地域の魅力を生かした特色ある学校づくりを進める。



平成 30 年 4 月 13 日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立矢作小学校

校長名 石井智之



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 学校運営協議会設置のねらい

子どもの命を最優先に守り、地域ぐるみで子どもを育て、互いに信頼し合える関係を築くために、保護者や地域住民が学校運営に参画し、教育課題の共有、課題解決に向けた協議を行うとともに、学校・家庭・地域が一体となって、よりよい教育に取り組めるようコミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入する。

##### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み（又は仕組みづくりの構想）・

①目標 ②組織 ③協働の推進 ④カリキュラム・マネジメント ⑤経営・運営といったキーワードを軸に、組織的で継続的な体制づくりを段階的に行っていく。

その過程で、実働的な部会を組織し、目標の達成、課題の解決に向けて、活動を展開していく。



平成30年4月 12日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立報徳小学校  
校長名 伴野 祐子



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民が積極的に学校運営に参画することにより、そのニーズを学校運営に反映させると共に、地域との絆を一層強め、学校・家庭・地域が一体となってより良い教育活動の実現に取り組む。

##### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

- ・「学校評議員制度」や「学校支援地域本部事業」などの取組をベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展しながら組織的・継続的な体制を構築していく。
- ・子どもの幸せやよりよい成長をめざし、学校が保護者や地域住民のためにできること、保護者や地域住民が学校のためにできることは何かという双方向を意識した仕組みを構築する。



平成30年4月10日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立富士見小学校  
校長名 尾崎行広



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

##### 1 学校運営協議会設置のねらい

保護者や地域住民が学校運営に参画することにより、より質の高い学校運営を実現するとともに、学校・家庭・地域が一体となったより良い教育活動の推進を図る。

##### 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)

学校運営協議会を中核とした学校運営、学校経営を目指すために、小田原市教育委員会との連携の中で、先進事例や他校の取り組み等を参考にしながら、地域における協同的な学校づくりを図っていく。



平成30年4月13日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立下中小学校  
校長名 末藤 晃英



### 小田原市学校運営協議会設置校指定申請書

小田原市学校運営協議会設置校の指定を受けたいので、小田原市学校運営協議会設置規則第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

#### 記

- 1 学校運営協議会設置のねらい
  - ・学校運営に保護者や地域住民の一定の権限と責任をもった参画により、学校運営の向上に向けたニーズの把握と連携を進める。
  - ・地域の教育資源や人材活用等を通して特色ある学校づくりを進め、地域の活性化を図る。
- 2 保護者、地域住民等が学校運営や学校教育活動に参画し、支援する仕組み(又は仕組みづくりの構想)
  - ・学校関係者評価への参加、集計結果の分析、学校経営に対する意見交換
  - ・開かれた学校づくりに向けた学校公開と教育活動の理解を進める発信
  - ・保護者・地域の声の吸い上げと学校経営に係る各団体への周知・協力依頼
  - ・まちづくり委員会等での学校と地域とのスムーズな連携
  - ・次年度の学校経営計画の概要についての承認

議案第20号

学校運営協議会委員の任命について

学校運営協議会委員の任命について、議決を求める。

平成30年4月23日提出

小田原市教育委員会

教育長 栢沼 行雄



平成30年 4月13日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立三の丸小学校  
校長名 長澤 貴



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	村上文彦	PTA会長	[REDACTED]	[REDACTED]
2	鈴木あさみ	学識者	[REDACTED]	[REDACTED]
3	門松孝幸	元PTA会長・学識者	[REDACTED]	[REDACTED]
4	儀保康美	主任児童委員	[REDACTED]	[REDACTED]
5	渡辺光男	幸地区連合会長・幸25区 自治会長	[REDACTED]	[REDACTED]
6	竹田将俊	おやじの会常任幹事	[REDACTED]	[REDACTED]
7	加藤涼子	スクールランティコーディネーター	[REDACTED]	[REDACTED]
8	西村泰和	城山中学校長	[REDACTED]	[REDACTED]
9	長澤 貴	三の丸小学校校長	[REDACTED]	[REDACTED]
10	北村祥子	三の丸小学校教頭	[REDACTED]	[REDACTED]
11	垂水宏昌	三の丸小学校教務	[REDACTED]	[REDACTED]
12				
13				
14				
15				



平成30年 4月16日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立山王小学校

校長名 堀 賢一郎



### 小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

#### 記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	森 正	自治会連合会長(山王東自治会)		
2	譲原 平海	山王70区自治会長		
3	常盤 一朗	網一色自治会長		
4	湯川 正嘉	山王西自治会長		
5	岩田 隆一	社会福祉協議会長		
6	柴田 千賀子	主任児童委員		
7	古江 淳子	主任児童委員		
8	眞壁 誠一	青少年健全育成協議会長		
9	金子 正史	山王小学校PTA会長		
10	堀 賢一郎	山王小学校校長		
11	桐原 智子	山王小学校教頭		
12	神保 哲也	山王小学校総括教諭		
13				
14				
15				



平成30年4月11日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立町田小学校

校長名 西村 彰 博



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分 (所属等)	住所	電話番号
1	柳下 登	自治会連合会長	[Redacted]	[Redacted]
2	出野 正一	町田学区青少年育成協議会長	[Redacted]	[Redacted]
3	瀬戸 昌子	民生児童協議会長	[Redacted]	[Redacted]
4	田嶋 浩充	同窓会会長	[Redacted]	[Redacted]
5	尾崎 和	PTA役職経験者	[Redacted]	[Redacted]
6	益田 麻衣子	PTA役職経験者	[Redacted]	[Redacted]
7	清水 典子	清水内科クリニック院長	[Redacted]	[Redacted]
8	青柿 節子	主任児童委員	[Redacted]	[Redacted]
9	松本 浩	主任児童委員	[Redacted]	[Redacted]
10	杉崎 尚人	PTA会長	[Redacted]	[Redacted]
11	西村 彰博	学校	校長	[Redacted]
12	古川みどり		教頭	[Redacted]
13	曾我 重康		教務主任	[Redacted]

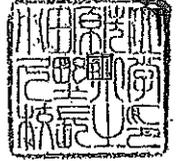


小田原市教育委員会 様

平成30年4月16日

学校名 小田原市立久野小学校

校長名 納 今日子



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	駿河 寛	地域住民 (自治会連合会長)		
2	桜井 保武	地域住民 (民生委員児童委員協議会会長)		
3	田中 由香里	地域住民 (主任児童委員)		
4	濱野 昌平	地域住民 (久野小学校同窓会長)		
5	近藤 正浩	学校関係・地域住民 (久野保育園長)		
6	伊東 真人	保護者 (PTA 会長)		
7	佐藤 順子	保護者 (子ども会連絡協議会代表)		
8	小島 順子	地域住民 (スクールボランティアコーディネーター)		
9	廣川 登	地域住民・学識経験者 (農園ボランティア)		
10	石綿 敏久	地域住民・学識経験者 (農園ボランティア)		
11	納 今日子	久野小学校校長		
12	中島 慶太	久野小学校教頭		
13	八木 規孝	久野小学校総括教諭(教務担当)		
14				
15				



平成30年4月13日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立矢作小学校

校長名 石井智之



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	内田静一	下府中地区連合自治会副会長		
2	星崎政光	下府中社会福祉協議会長		
3	林富士夫	下府中体育振興会長		
4	小林幸一	下府中青少年育成推進委員会副会長		
5	小川恵子	矢作幼稚園長		
6	島田美千代	下府中地区主任児童委員		
7	山口喜信	矢作学区連合子ども会		
8	山口匡徳	矢作小学校PTA会長		
9	石井智之	矢作小学校長		
10	小澤理嘉	矢作小学校教頭		
11	川口 敦	矢作小学校教務		



平成30年 4月13日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立報徳小学校

校長名 伴野 祐子



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分 (所属等)	住所	電話番号
1	内海 勇	地域住民 (小台自治会長・広域避難所運営委員会委員長)		
2	小澤 安久	地域住民 (西箱山自治会長・広域避難所運営委員会副委員長)		
3	市川 昭維子	地域住民 (小田原市民生委員児童委員協議会長)		
4	望月 貞男	地域住民 (子どもを守る会代表)		
5	井上 淳一	地域住民 (報徳会 会長)		
6	竹井 均	地域住民 (報徳小学校同窓会副会長)		
7	杉崎 健一	地域住民 (有識者)		
8	真田 裕子	保護者 (報徳小学校PTA 会長)		
9	越地 裕子	保護者 (報徳小学校スクボローディネーター)		
10	伴野 祐子	校長 (報徳小学校校長)		
11	久保寺 仁	その他 (報徳小学校教頭)		
12	内藤 敬志	その他 (報徳小学校教務)		

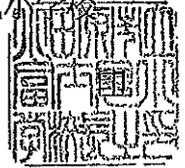


小田原市教育委員会 様

平成30年4月10日

学校名 小田原市立富士見小学校

校長名 尾崎行広



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	小川 晃央	自治会長(代表)	[REDACTED]	[REDACTED]
2	関野 次男	自治会長(代表)	[REDACTED]	[REDACTED]
3	金森 優子	酒匂民生児童委員	[REDACTED]	[REDACTED]
4	鈴木 かおり	主任児童委員	[REDACTED]	[REDACTED]
5	宮田 奈美	主任児童委員	[REDACTED]	[REDACTED]
6	渋谷 一衛	富士見地区民生児童委員(代表)	[REDACTED]	[REDACTED]
7	湯原 直子	連合子ども会長	[REDACTED]	[REDACTED]
8	長田 健太郎	PTA会長	[REDACTED]	[REDACTED]
9	秋田 長二郎	ゆりかご園長	[REDACTED]	[REDACTED]
10	杉本 利早	スクボラコーディネーター	[REDACTED]	[REDACTED]
11	尾崎行広	校長	[REDACTED]	[REDACTED]
12	露木 寛子	教頭	[REDACTED]	[REDACTED]



平成30年4月13日

小田原市教育委員会 様

学校名 小田原市立下中小学校

校長名 末藤 晃英



小田原市学校運営協議会委員推薦書

小田原市学校運営協議会設置規則第5条第1項により、下記の者を小田原市学校運営協議会委員として推薦します。

記

	氏名	推薦区分(所属等)	住所	電話番号
1	田中 正俊	自治会連合会長		
2	山下 隆士	社会福祉協議会長		
3	清水 玲子	青少年健全育成協議会長		
4	石塚 ミドリ	民生委員児童委員協議会長		
5	富松 国雄	保護司		
6	村上 由利江	主任児童委員		
7	内田 佳織	主任児童委員		
8	小澤 明人	PTA会長		
9	末藤 晃英	下中小学校 校長		
10	栞原 光	下中小学校 教頭		
11	岩田真由美	下中小学校 教務		
12				
13				
14				
15				

報告第3号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年4月23日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の表課の項中 「

専門監
-----

」 を 「

専門監
担当監

」 に

改める。

別表第3 専門監の項の次に次のように加える。

担当監	<ol style="list-style-type: none"><li>1 上司の特定職務を補佐すること。</li><li>2 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。</li><li>3 担当業務の改善に関すること。</li><li>4 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。</li></ol>
-----	---

**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則

[改正理由]

市長の事務部局に担当監が設置されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

教育委員会（事務局）において必要に応じて用いる職名として担当監の職を設け、事務職員又は技術職員を充てることとし、その職務内容を次のとおり定めることとする。（別表第2、3関係）

- (1) 上司の特定職務を補佐すること。
- (2) 上司の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。
- (3) 担当業務の改善に関すること。
- (4) 業務を円滑に展開するための環境形成に関すること。

[適 用]

平成30年 4 月 1 日

小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

○小田原市教育委員会職員職名規則（昭和36年小田原市教委規則第1号）（抄）

改正後			改正前		
<b>別表第2（第3条関係）</b>			<b>別表第2（第3条関係）</b>		
区分	職名	職に充てる職員	区分	職名	職に充てる職員
部	副部長	事務職員又は技術職員	部	副部長	事務職員又は技術職員
	管理監			管理監	
課	担当課長	事務職員又は技術職員	課	担当課長	事務職員又は技術職員
	指導主事			指導主事	
	副課長			副課長	
	担当副課長			担当副課長	
	専門監			専門監	
	担当監			担当監	
	係又は係に準ずるところ			主査	
	主任	主任			
	技能主査	技能職員		技能主査	技能職員
	上級技能主任		上級技能主任		
	技能主任		技能主任		
	業務主査	業務職員		業務主査	業務職員
	上級業務主任		上級業務主任		
	業務主任		業務主任		
(略)			(略)		
<b>別表第3（第4条関係）</b>			<b>別表第3（第4条関係）</b>		
職名	職務内容		職名	職務内容	
(略)			(略)		
専門監	1 課長の特定職務を補佐すること。 2 課長の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。		専門監	1 課長の特定職務を補佐すること。 2 課長の指示する特定事項の調査及び研究に関すること。	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>3 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>4 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>3 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>4 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> </ul>
担当監	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上司の特定職務を補佐するこ と。</li> <li>2 上司の指示する特定事項の調 査及び研究に関するこ と。</li> <li>3 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>4 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> </ul>	係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上司の職務を補佐すること。</li> <li>2 課の実施計画に基づく係の細 部計画の策定に関するこ と。</li> <li>3 事務配分に関するこ と。</li> <li>4 職員の指揮監督に関するこ と。</li> <li>5 課の事務事業遂行のために必 要な情報の収集、分析及び提供 に関するこ と。</li> <li>6 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>7 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> <li>8 職員の能力育成及び啓発に関 すること。</li> <li>9 職場環境の整備に関するこ と。</li> <li>10 係間の相互援助に関するこ と。</li> </ul>
係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 上司の職務を補佐すること。</li> <li>2 課の実施計画に基づく係の細 部計画の策定に関するこ と。</li> <li>3 事務配分に関するこ と。</li> <li>4 職員の指揮監督に関するこ と。</li> <li>5 課の事務事業遂行のために必 要な情報の収集、分析及び提供 に関するこ と。</li> <li>6 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>7 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> <li>8 職員の能力育成及び啓発に関 すること。</li> <li>9 職場環境の整備に関するこ と。</li> <li>10 係間の相互援助に関するこ と。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 担当業務の改善に関するこ と。</li> <li>7 業務を円滑に展開するための 環境形成に関するこ と。</li> <li>8 職員の能力育成及び啓発に関 すること。</li> <li>9 職場環境の整備に関するこ と。</li> <li>10 係間の相互援助に関するこ と。</li> </ul>
(略)		(略)	

報告第4号

事務の臨時代理の報告（小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程）について

小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成10年小田原市教育委員会規則第4号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年4月23日提出

小田原市教育委員会  
教育長 栢沼 行雄

小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 担当監 職名規則別表第2に規定する担当監をいう。

別表第1(1)一般的事項の表事務管理の項中「事務引継ぎ」を「事務引継」に、

副課長、担当副課長、 専門監、係長及び係員	を	副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係長 及び係員	に改め、別表第1(2)人事
--------------------------	---	----------------------------------	---------------

関係の表職員の身分取扱の項中「専門監」の次に「、担当監」を加え、同表中

副課長、担当副課長、 専門監、係長及び園長	を	副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係長 及び園長	に改める。
副課長、担当副課長、 専門監、係長、係員及 び園長		副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係 長、係員及び園長	
副課長、担当副課長、 専門監、係長及び園長		副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係長 及び園長	
係長		担当監及び係長	
副課長、担当副課長、 専門監、係長、係員及 び園長		副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係 長、係員及び園長	
係長及び係員		担当監、係長及び係員	
副課長、担当副課長、 専門監、係長、係員及 び園長		副課長、担当副課長、 専門監、担当監、係 長、係員及び園長	

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

[改正理由]

市長の事務部局に担当監が設置されることに伴う所要の整備を行うため改正する。

[内 容]

- 1 用語の意義に担当監を加えることとする（第2条関係）
- 2 担当監に係る事務分担及び事務引継について課長が専決することとする。  
(別表第1（1）関係)
- 3 担当監に係る休暇等及び服務について、課長が専決することとする。  
(別表第1（2）関係)
- 4 その他字句を整備することとする。

[適用]

平成30年4月1日

小田原市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 新旧対照条文

○小田原市教育委員会事務決裁規程（平成10年小田原市教委訓令第1号）

改正後						改正前																																																						
(用語の意義)						(用語の意義)																																																						
<b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						<b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。																																																						
(1)～(13) (略)						(1)～(13) (略)																																																						
<u>(14) 担当監 職名規則別表第2に規定する担当監をいう。</u>																																																												
(15) (略)						<u>(14) (略)</u>																																																						
別表第1 (第3条関係)						別表第1 (第3条関係)																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table> </th> <th>教育長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>係長</th> <th>校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>特に重要なもの</td> <td>重要なもの</td> <td>軽易なもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価</td> <td>1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価</td> <td>事務事業に関する評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table>		専決事項	専決事項	事務管理	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施	行政評価	行政評価	教育長	部長	課長	係長	校長	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの			行政評価	1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価	1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価	事務事業に関する評価				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table> </th> <th>教育長</th> <th>部長</th> <th>課長</th> <th>係長</th> <th>校長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>特に重要なもの</td> <td>重要なもの</td> <td>軽易なもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価</td> <td>1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価</td> <td>事務事業に関する評価</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table>		専決事項	専決事項	事務管理	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施	行政評価	行政評価	教育長	部長	課長	係長	校長	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの			行政評価	1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価	1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価	事務事業に関する評価			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table>		専決事項	専決事項	事務管理	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施	行政評価	行政評価	教育長	部長	課長	係長	校長																																														
専決事項	専決事項																																																											
事務管理	事務管理																																																											
事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施																																																											
行政評価	行政評価																																																											
事務管理	事務事業の計画決定及び実施	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの																																																								
行政評価	1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価	1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価	事務事業に関する評価																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決事項</th> <th>専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務管理</td> <td>事務管理</td> </tr> <tr> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> <td>事務事業の計画決定及び実施</td> </tr> <tr> <td>行政評価</td> <td>行政評価</td> </tr> </tbody> </table>		専決事項	専決事項	事務管理	事務管理	事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施	行政評価	行政評価	教育長	部長	課長	係長	校長																																														
専決事項	専決事項																																																											
事務管理	事務管理																																																											
事務事業の計画決定及び実施	事務事業の計画決定及び実施																																																											
行政評価	行政評価																																																											
事務管理	事務事業の計画決定及び実施	特に重要なもの	重要なもの	軽易なもの																																																								
行政評価	1 政策に関する評価 2 重点施策に関する評価	1 施策に関する評価 2 重点事務事業に関する評価	事務事業に関する評価																																																									

			価			
事務分担 及び事務 引継	部長	副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、担 当監、係長 及び係員			
(略)						

			価			
事務分担 及び事務 引継ぎ	部長	副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、係 長及び係員			
(略)						

決裁区分	教育長	部長	課長	係長	校長
専決事項					
職員の身分取扱	1 教育委員会職員 の給与及び サービス 2 教育長 並びに部 長、副部 長、管理 監、課 長、担当 課長、指 導主事、 副課長、 専門監、 担当監、 係長、社 会教育主 事、園長 及び副園		臨時職員の 雇用		県費負担教 職員の通勤 手当、住居 手当、扶養 手当、単身 赴任手当及 び児童手当 に係る事務

決裁区分	教育長	部長	課長	係長	校長
専決事項					
職員の身分取扱	1 教育委 員会職員 の給与及 びサービス 2 教育長 並びに部 長、副部 長、管理 監、課 長、担当 課長、指 導主事、 副課長、 専門監、 係長、社 会教育主 事、園長 及び副園 長を除く		臨時職員の 雇用		県費負担教 職員の通勤 手当、住居 手当、扶養 手当、単身 赴任手当及 び児童手当 に係る事務

		長を除く 教育委員 会職員の 任免、分 限及び懲 戒 3 県費負 担教職員 の服務 4 校長及 び教頭を 除く県費 負担教職 員の任免 その他の 進退の内 申							教育委員 会職員の 任免、分 限及び懲 戒 3 県費負 担教職員 の服務 4 校長及 び教頭を 除く県費 負担教職 員の任免 その他の 進退の内 申					
休 暇 等	年次休暇	部長	副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、担 当監、係長	係員	副園長、幼 稚園教諭、 栄養士、調 理師、用務	休 暇 等	年次休暇	部長	副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、係 長及び園長	係員	副園長、幼 稚園教諭、 栄養士、調 理師、用務 員及び給食	

				及び園長		員及び給食調理員
	療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤	部長	副部長、管理監、課長及び担当課長	副課長、担当副課長、専門監、担当監、係長、係員及び園長		副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
	週休日及び休日の指定	部長	副部長、管理監、課長及び担当課長	副課長、担当副課長、専門監、担当監、係長及び園長	係員	副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
	時間外勤務代休時間の指定			担当監及び係長	係員	副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
服務	休日勤務命令	部長	副部長、管理監、課長	副課長、担当副課長、		副園長、幼稚園教諭、

						調理員
	療養休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇及び欠勤	部長	副部長、管理監、課長及び担当課長	副課長、担当副課長、専門監、係長、係員及び園長		副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
	週休日及び休日の指定	部長	副部長、管理監、課長及び担当課長	副課長、担当副課長、専門監、係長及び園長	係員	副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
	時間外勤務代休時間の指定			係長	係員	副園長、幼稚園教諭、栄養士、調理師、用務員及び給食調理員
服務	休日勤務命令	部長	副部長、管理監、課長	副課長、担当副課長、		副園長、幼稚園教諭、

令		理監、課長 及び担当課長	当副課長、 専門監、担 当監、係 長、係員及 び園長	稚園教諭、 栄養士、調 理師、用務 員及び給食 調理員		及び担当課 長	専門監、係 長、係員及 び園長	栄養士、調 理師、用務 員及び給食 調理員
時間外勤務 命令			担当監、係 長及び係員	副園長、幼 稚園教諭、 栄養士、調 理師、用務 員及び給食 調理員			係長及び係 員	副園長、幼 稚園教諭、 栄養士、調 理師、用務 員及び給食 調理員
出張命令	部長	副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、担 当監、係 長、係員及 び園長	1  県費負 担教職員 2  副園 長、幼稚 園教諭、 栄養士、 調理師、 用務員及 び給食調 理員		副部長、管 理監、課長 及び担当課 長	副課長、担 当副課長、 専門監、係 長、係員及 び園長	1  県費負 担教職員 2  副園 長、幼稚 園教諭、 栄養士、 調理師、 用務員及 び給食調 理員
					附属機関委		小田原市非	

	附属機関委員等の出張命令			小田原市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）別表第2から別表第4までに定める職員		
	員等の出張命令			常勤の特別職職員の報酬等に関する条例（昭和44年小田原市条例第54号）別表第2から別表第4までに定める職員		